



「鳥取県 大山」

TAINS だより秋号をお届けします。

今年は役員改選の時期となり、組織再編も行われ新執行部にて会務を執行しております。これから2年間皆様よろしくお願いたします。

少しでも会員の皆様のお役に立てるよう、30分間の判例解説研修動画の公開を進めております。

集合型研修についても新たな研修講師をお迎えし、さらなる会員増強活動を行っていきたく考えております。

会員の皆様には、今後もより一層 TAINS をご愛顧下さるようお願いすると共に、まだご加入されていない先生方に置かれましては、ご加入をご検討のほどお願い申し上げます。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

Contents / 目次 2023夏号 VOL29 No.236

- 新役員の紹介 2
- 特別寄稿 3
商品先物取引に係る損害賠償請求訴訟の和解により「解決金」を取得した場合の更正の請求の是非と最高裁不受理決定の「怪」
中央大学名誉教授 税理士 大淵 博義
- メールニュース（2023年7月～2023年9月収録） 14
- DB収録情報、会員数 20



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

新 役 員 の 紹 介

役員任期満了に伴う改選が行われ、9月27日に開催された第13回定時社員総会、翌28日に開催された第1回臨時理事会において、次のとおり32名の新役員が選任された。

会 長	清 田 明 弘	(四国会)
副 会 長	東 秀 優	(南九州会)
	加 藤 眞 司	(東京会)
	大久保 道 男	(名古屋会)
	高 橋 誠	(中国会)
	蓮 間 好 一	(北陸会)
専務理事	池 田 直 樹	(近畿会)
	土 屋 巧	(東海会)
常務理事	大 森 行 雄	(東京地方会)
	高 林 良 樹	(東海会)
	上 田 健 一	(北海道会)
	小 林 英 樹	(九州北部会)
	坂 井 昭 彦	(近畿会)
	田 川 哲	(南九州会)
	末 吉 幹 久	(九州北部会)
	鴨 田 和 恵	(東京会)
	井 筒 一 郎	(関東信越会)
	山 口 伸 二	(東京地方会)
理 事	真 砂 美 穂	(東京会)
	杉 本 竜 太	(東京地方会)
	鈴 木 恭 浩	(千葉県会)
	渡 邊 信 子	(関東信越会)
	樋 爪 昌 之	(北海道会)
	佐 藤 雄 一 郎	(東北会)
	田 口 裕 恭	(名古屋会)
	宮 川 知 生	(北陸会)
	西 宏 昌	(中国会)
	大 西 央 哲	(四国会)
	幸 松 慎 太 郎	(南九州会)
	糸 数 弘 和	(沖縄会)
監 事	木 島 裕 子	(東京地方会)
	坂 本 和 重	(関東信越会)

商品先物取引に係る損害賠償請求訴訟の和解により「解決金」を取得した場合の更正の請求の是非と最高裁不受理決定の「怪」

中央大学名誉教授 税理士 大淵 博義

I 本件税務訴訟の実相と納税者の「長き闘い」の思い

1. はじめに

～所得なきところに課税された納税者の思いと裁判所等への不信感～

この事案の検討の前に、納税者の第二次更正の請求を排斥した裁決を受けて、この事件を訴訟提起するかどうかを検討するに当たって、課税当局、国税不服審判所及び裁判所により合理的理由附記もなく、ことごとく更正の請求が排斥されたことにより悲嘆した納税者の心境を知ることができる筆者への送信メールを紹介しよう。

「この時の経緯をお話しすれば、自己破産しても税金は第2次納税義務により、家族をも路頭に迷わすことになるだけであることを知った時、人生を悲観し、国税庁に赴き歎願し聞き入れなければ、…(略)…抗議して、家族を路頭に迷わすことだけは許してもらえないかと本当に考えました。これを思いとどまったのは、当時、兄と慕っておりまして会社経営をしていた従兄に、お暇のあいさつのつもりで訪ねたところ、『騙された被害者に一生かけても払えないような多額の税金が課されるように、日本の法律はなっていないはず。』とその場で知り合いの税理士先生に相談していただいて、闘いが始まりました。その従兄もすでに他界してしまい最期まで気にしてくれていましたが、結局良い報告はできずにいます。」¹

このような思いを抱く納税者の救済を図るのが権利救済機関である国税不服審判所及び裁判所であるが、その機関が全く機能していないのがこの事件である。

この事件を支援するために、6年前に訴状に添付する鑑定意見書を作成し提出したが、その冒頭において次のような文章を書き添えている。

「本件税務訴訟事件は、国税庁等の勤務及び中央大

学教授等の税法研究者としての57年間に亘る税務経験において遭遇したこともない事案である。」

それは、納税者が一旦利得した所得に課税されたものの、その後裁判上の和解により、その利得が返還されたにも関わらず、後発的事由による更正の請求が排斥されたことにより、「所得なきところに課税」という事態が現在まで20年間是正されずに放置されているからである。

2. この事件の大数観察と本稿の目的

この事件は、取引業者の違法な先物取引により、納税者が受けた損害回復のために、委託手数料の支払額と先物取引差損の合計額(納税者の返還請求権)から先物取引差益の額(同返還債務)を控除した実質の取引損害額の賠償を求めて損害賠償請求訴訟を提起、その裁判において、被告(取引業者)は原告(納税者)の主張を全て認めて、その実質的損害額を解決金名義で支払うとする和解が成立したことから、納税者は過去の取引差益に係る雑所得課税の所得税還付を求めて更正の請求を行ったところ、この和解では取引差益の返還の事実認められないとして判決等により、その請求が排斥された。その結果、取引差益を返還しているにもかかわらず、その所得課税の税金損害が回復されないままの長きに亘る「所得なきところに課税」を放置した国税当局及び裁判所への怒りと落胆が、前記の納税者のメールである。

後に具体的に詳論するが、この事件は極めて簡単な論理であり、それが理解されていれば、本件事件の納税者の悲劇は防止できたであろう。それは、納税者に帰属する本件先物取引に係るが取引差益が返還されていないという判決等の理論を前提とすれば、納税者の取引業者に対する損害賠償金は、委託手数

¹ このメールに関しては、当該納税者の了解の下で掲載している。

料全額と取引差損による損害の合計額となることは当然のことであるが、それが縮減されたのは、当該納税者に帰属する取引差益は、その和解により、取引業者の自己の取引による差益とされたことから、納税者が当該差益を取引業者に返還したことに伴う縮減である。この損害賠償金の減額が取引差益は返還されているということの証明である。

本件はこのことが捨象されたために、X が所得税を納税できない事態となったのである。

このような単純な論理が、所轄税務署長、国税不服審判所長及び判決に理解されなかった理由は奈辺にあるのか、今もなお理解不能である。

ちなみに、筆者は、約6年前から、本件納税者を支援するために、訴状提出前から、鑑定意見書の作成提出等を行っているが、その原点は、かかる誤謬判決により納税者の公務員退職の退職金も差し押さえられ、現在では、延滞税を含む滞納税金が3億円に上っているという不正義を正すのは、税務訴訟に従事した国税OBとしての矜持でもあり責任であると感じているからである。

本論考は、このような視点から、この訴訟の原処分、裁決及び判決等の詭弁性を指摘して批判するものであるが、その内容は単なる判例研究という域を超えた、現実が発生し、その救済のために支援した筆者の体験を「一事案の事例研究」として発表し、課税当局の姿勢はもとより、司法当局の猛省を促したいとの思いからの執筆である。

そして、この論考のもう一つの目的は、裁判所は税法理論に弱いという側面があることは、多くの税務専門家が認識していることであり、そのために、本件のような誤謬判決、それも最高裁が、本件事案は重要な解釈問題には該当しないとして上告審の審理は不要として上告不受理決定を行ったものであるが、その最高裁の運用の現実を紹介し問題提起を行うとともに、民事上の和解条項の書き方につき、本件裁判所の無理解による誤謬判決が生じないように、

税務の問題を念頭においた和解条項を作成するための他山の石として、法律家及び税務の専門家に認識してもらいたいという点にある²。

以下では、この判決の概要を紹介して、考察することとする。

II 本件和解による更正の請求の実態と判決内容の検討

1. 第一次更正の請求に関する税務訴訟

(1) 事案の概要

本件原告X(控訴人・上告人・上告受理申立人 X、以下「X」又は先物取引に関しては「委託者」ともいう。)は、Y証券(株)(以下「Y証券」又は「受託者」ともいう。)との間で、商品先物取引委託契約を締結して平成11年2月から平成15年8月までの間に商品先物取引を行ったが、この取引期間において現金等を収受したのが12万円であったことから、その取引に係る雑所得の所得税申告をしていなかった。S税務署長は、原告が平成11年に2,573万円余の利益を、平成12年に2億8,787万円余の利益を得ていたことから雑所得として所得税の課税処分を行った³。

<平成19年和解>

これに対して、Xは、Y証券との間の本件商品先物取引の委託契約に関して、Y証券の説明義違反、一任取引等の違法行為によりXが受けた損害につき、平成17年に6,924万円の損害賠償請求訴訟を提起した。その後、平成19年6月20日、この訴訟の裁判上の和解が成立した(平成19年和解)。

その和解条項では、「被告(Y証券)は原告の主張を全面的に認める。被告は原告に対して解決金6,924万円を支払う。」と表記されていた。

この金額は取引損害額であり、その金額につき、Xから見た債権債務の関係と解決金の算定構造を示せば下記のとおりである。

<本件取引に係る取引差損益と委託手数料の債権債務の関係>

² ただ、ここで念の為に指摘しておきたい。それは、当時の損害賠償請求訴訟の原告代理人の弁護士には過失はなく、このような解決金の法的性質が本件の取引損害の回復のための賠償金であることは、課税当局が本件解決金を非課税として処理していることから明らかである。この点につき、原告は訴訟の準備書面で鋭く指摘していたが、被告国はもとより、判決も全く触れずに逃げの一手に終止したのである。このことから、本件和解の解決金名義の金員が損害回復のための解決金であり、しかして、代理人弁護士が本件更正の請求が認められると考えたことは、むしろ当然のことであるといえよう。すなわち、原処分庁、国税不服審判所長及び裁判所判決の基因した検討不足による誤りの認定判断であるというべきである。

³ この納税者(原告)は、この各年の取引に係る5年間の先物取引期間において、その利益を現金等として受領したのは僅か12万円であることから、所得課税は無申告となっていたものである。その原因は、受託者(先物取引業者)は先物取引に係る本件差益金を次の先物取引の委託証拠金及び当該業者に対する委託手数料の支払に充てられていたことに基因している。

①委託手数料請求権 1億8,414万円	③取引差益返還債務 4億3,648万円
②取引差損請求権 3億2,158万円	④実質損害額(⑥-③) 6,924万円
計 5億0,572万円	計 5億0,572万円

上記のとおり、**本件の解決金6,924万円**は、①委託手数料の返還請求権の額と②取引差損請求権の合計額5億0,572万円から、③本件先物取引に係る取引差益返還債務額4億3,648万円を控除した金額である。

Xがこの解決金を受領したことにより、本件先物取引はY証券が自ら行った取引として精算されたということであり⁴、したがって、かかる精算によりXが利得した本件差益金はY証券に返還されたということの意味することであることは明白である。

そこで、Xは、平成11年分及び同12年分の雑所得金額の課税標準等の基礎になった事実が異なることになったとして、国税通則法(以下「通則法」という)23条2項一号の更正の請求を行ったが、S税務署長は、本件和解により「解決金」を受領したものであり、本件差益金が返還されたとは言えないと認定し、「更正すべき理由がない旨の通知処分」(以下「平成19年通知処分」という。)を行った。

そこで、当該通知処分の取消訴訟を提起したが、岡山地裁判決等は、これを棄却した。

(2) 平成19年通知処分の取消訴訟の判決

<岡山地裁平成24年1月25日判決>

- ①平成19年和解によって確定した事実とは、原告がY証券に対して、本件取引によって生じた損害金につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することにとどまり、原告が本件先物取引により経済的利得を得たという事実自体を否定するような事実は、何ら確定していない。
- ②原告が一連・一体の行為が不法行為に該当する旨の主張をしていることは認められるが、それを超えて、本件取引が公序良俗に違反し無効であるとか、その効果が原告に帰属しないなどの主張は一切していない。本件取引が一任売買などの理由で、Y証券の行為が不法行為に該当し、

その取引によって原告に生じた損害金につき、被告会社が賠償責任を負うことがあるとしても、直ちに、その取引が無効になるとか、取引の効果が原告に帰属しないということとはできない。

- ③本件の課税標準となった事実である、原告が本件取引により経済的利得を得たことと、別件和解によって確定した事実である原告がY証券に対して、本件取引によって生じた取引損害金につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することとは、何ら矛盾するものではない。
- ④別件和解により、課税標準等となった事実が異なることが確定されたとはいえない。したがって、原告は、本件各課税処分につき、国税通則法23条2項一号に基づく更正の請求をすることはできない。

<広島高裁平成24年7月26日判決>

高裁判決は、「当該和解は、不法行為による損害賠償請求権の獲得に止まり、契約の解除権及び取消権については何ら確定していない。」として棄却。

(3) 岡山地裁判決等の無理解

ア 岡山地裁判決では、上記①の判示において、「平成19年和解により「確定した事実」は、Y証券の不法行為に係る損害賠償請求権を有することであり、原告が本件先物取引により得た経済的利得自体が否定されたのではない」と判示している。それは同和解によっては、原告が得た本件先物取引の差益金(雑所得)を返還していないということを判示したものであろう。

しかしながら、かかる判示は、すでにみたとおり、平成19年和解の解決金の算定根拠及び前述したところから明らかなように、①原告が有する損害賠償請求権は、Y証券に支払った違法な委託手数料と違法先物取引による損失(損害)の合計額の損害賠償金から、本件取引により計算上の差益金の返還債務を控除した金額が6,924万円の解決金であるから、雑所得の所得金額は消滅したのであるから、更正の請求が認められるべきことは多言を要しないものである。

本判決が「経済的利得を得たという事実自体を否

⁴ 先物取引の特質として、委託者と受託者(取引業者)との取引関係であり、この委託者Xと受託者の先物取引(例えば売り)は、取引業者の市場での「買い」注文に応じた第三者の相手先の取引は、取引業者との間の取引であり、売り注文の委託者Xと当該第三者とは、先物取引上は全く無関係ということである。

定するような事実は、何ら確定していない」と判示したことは、原告が利得した本件差益金は、現在も原告が保有し続けているということの意味していることになる。そうであれば、原告は支払った委託手数料の Y 証券に対する返還請求権1億8,414万円(上記①)は1円たりとも減額されることはなく、その全額の損害賠償請求権を行使することは当然の論理的法則であり経験則というべきものである。

さらなる疑問は、Xが取引で得た本件差益金をXが返還していないというのであれば、取引差損金の合計額3億2,158万円は違法な本件先物取引によりXが受けた損失(損害)に係る返還請求権であるから、これと委託手数料1億8,414万円の合計額5億0,571万円が Y 証券に対する損害賠償請求権を行使することが可能であることは必然である。

しかしながら、Xがかかる損害賠償金ではなく、6,924万円の損害賠償請求額として提訴したのは、前述した取引差益の全額4億3,648万円(H11年48,739万円、H12年387,730万円、平15年2万円)を返還するという前提での和解であり、したがって、前記取引損害の合計額から本件先物取引の原状回復により返還することになる本件差益金の額を控除した実質損害額6,924万円の損害賠償請求を求めたのが平成19年和解の訴訟である。

しかるに、同判決は平成19年和解によりXが受けた解決金名義の金員が6,924万円にすぎないことについて疑問を持つのが当然であるにもかかわらず、この重要な事実を無視して捨象したのである。このことが、本件訴訟事件の最大の疑問であり、判決の無知、怠慢による不正義な対応の結果である。

このことは、平成29年和解による更正の請求に係る通知処分取消訴訟の本件一審判決及び控訴審判決でも、同様の判示を行っていることは驚愕すべきことであり(後述参照)、事実認定における重大な経験則違反の違法判決と言わざるを得ない。

再度、強調しておく。本件訴訟の岡山・広島判決の最大の問題点及び誤謬は、XがY証券の違法行為により支払った委託手数料を下回った損害賠償金の原因の検討を無視したことである。そのことを審理していれば、岡山判決は異なる判断に至っていると思われるが、このことは岡山判決等が審理不尽による税法解釈適用の誤謬を犯したといえることができる。

イ 上記岡山地裁判決の判示②では、「本件取引が公序良俗に違反し無効であるとか、その効果が原告に帰属しないなどの主張は一切していない。原告に生じた損害金につき、被告会社が賠償責任を負うことがあるとしても、直ちに、その取引が無効になるとか、取引の効果が原告に帰属しないということとはできない。」と判示する。

かかる無効主張については、本件更正の請求が通則法23条2項一号の「判決等により、課税標準の計算の基礎となった事実が異なることになった」か否かが問題であり、本件先物取引が無効か否かは直接の争点にならない。ここでも判決は解釈誤謬を露呈している。

また、後段の「その効果が原告に帰属しないなどの主張は一切していない。」というのも意味不明である。推測するに、Xが受けた経済的利得(本件差益金)の効果が原告に帰属しないなどの主張がなされていないから、その利得が返還されたとはいえないというのであろう。

しかし、すでに述べたように、その損害賠償金の額の算定根拠及びその賠償請求の訴状におけるXの主張をみれば、本件先物取引の差益金を返還するのが平成19年和解の趣旨であることは容易に認識することができる。岡山判決は雑駁かつ形式的な認定判断ではあるが、それがその後のXに塗炭の苦しみをもたらすことについて、何らの意識もなく看過したことを指摘しておく。

ウ 前記④の「原告が本件取引により経済的利得を得たことと、別件和解によって確定した事実である原告が被告会社に対して、本件取引によって生じた取引損害金につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することとは、何ら矛盾するものではない。」という判示も意味不明である。

そもそも、本判決は経済的利得を得たことと、不法行為に基づく損害賠償請求権を有することとは矛盾しないという判示は、「矛盾しないという結論を説示した」ものではあるが、それがいかなる根拠によって導かれるのか、その根拠が全く欠落しているのである。理由附記欠落の判決といわざるを得ない。

つまり、損害賠償額の算定そのものに、Xに帰属した取引差損益は直接の関わりがあることは当然のことであるにもかかわらず、岡山判決が、Xが経済的利得を得たことと、本件損害賠償請求権を有することとは矛盾しないと判示したことは全く理解不能である。本

判決は本件訴訟の争点の意味を全く理解していないということである。

工 広島高裁判決は、「当該和解は、不法行為による損害賠償請求権の獲得に止まり、契約の解除権及び取消権については何ら確定していない。」と判示する。そこでは、Xが獲得した損害賠償請求権の額がいかなる根拠で算定されたのか、という当然に審理判断すべき重要な論点の検討を捨象し無視している。

本件原告・Xは、同証券の違法な先物取引により受けた損害の回復を求めて訴訟を提起したものであり、被告・Y証券はそのXの主張する本件先物取引の違法性を認めて、その先物取引に係る取引損害6,924万円の損害賠償金を解決金名義で支払ったのが本件である⁵。

すなわち、ここでの「原状回復」とは、XがY証券との違法な先物取引により支払った委託手数料の損害と当該取引により原告が受けた取引差損相当額の損害金の合計額の返還請求権からXが受けた取引差益の返還債務とを相殺した金額(6924万円)の損害賠償金をXが取得することで取引損害の回復が図られる。

しかし、それだけでは、過去の取引差益に係る雑所得の所得税更正処分により発生した納税義務が消滅するわけではない。納付した所得税の還付及びその滞納の納税義務が消滅して初めて、本件先物取引を行う以前の原状に回復することかできる。本件Xは、この原状回復を求めて、本件更正の請求を行ったのである。

2. 第二次更正の請求に関する税務訴訟

(1) 平成29年和解による「第二次更正の請求に理由のない旨の通知処分」の取消請求訴訟の内容

このXの更正の請求に対して、課税当局、国税不服審判所及び裁判所は上述したように、全く、聞く耳を持たない対応に終止したことから、Xは、平成19年和解の意義が本判決等のような認識であるというのであれば、それは、原状回復を意図したXとY証券の和解当事者の真の意思に反しているものであるとして、XはY証券を被告として、当該和解の錯誤無効確認訴訟を提起した。

この訴訟でも、裁判上の和解が成立した。その和解条項では、平成19年和解の錯誤無効の確認、本

件先物取引は公序良俗違反の無効確認、契約解除の認定等の確認が認められ、それに加えて、Y証券は本件委託手数料の原告への全額返還(原告の債権)と原告の本件取引の差損益の相殺後の取引差益金の返還(原告の債務)を実行する旨の平成29年和解が成立した。

その結果、平成19年和解の無効確認によりその効力は消滅し、原告が取得していた解決金6,924万円の返還債務が発生、併せて、新たな平成29年和解により発生した上記債権債務の相殺後の金額(6924万円)の損害賠償金をY証券に支払うという条項に基づいて、Xの平成19年和解の解決金の返還債務とこれと同額の損害賠償金の請求権とを相殺して最終の決着が図られたのである。

これを受けて、Xは当該和解に基づいて、本件差益金は全額返還することが実践されたとして、上記の後発的事由の更正の請求(通則法23②一)を行ったところ、原処分庁は、**和解は租税回避の目的による和解であり、課税標準等の基礎となった事実に変動はないと認定して**、「更正の請求に理由がない旨の通知書処分」(以下「平成29年通知処分」という。)を行った。

そこで、平成29年通知処分は、裁判上の和解が国税通則法23条2項一にいう「判決と同一の効力を有する和解」に該当することを看過してなされた通知処分であるから、違法であるなどとして、その取消を求めた事案である。同通知処分の取消を求めて提訴したのが本件訴訟である。

ちなみに、ここでの「**和解は租税回避の目的による和解であり、…**」という原処分の理由は、これまで述べた平成19年和解による通知処分の判決の誤謬についての認識に欠けた、いわば、国税当局の意地の張り合いという程度の内容であり、課税当局としての論理的な理由附記とは到底言えない内容である。

そもそも、前述したことから明らかなことは、Xが課税対象とされた**4億円もの本件取引差益が返還されていないというのであれば、これと6,924万円の損害賠償金で所得税は十分納付することができるのである**。それが現在本税と延滞税の滞納が3億円にも達している。

しかして、この理由附記が合理的で正当であるというためには、Xが取引差益相当額の4億円もの資産化を形成していることを証明するか、Xの特別の消費により4億円を消失している事実を証明して初めて可能となる。

⁵したがって、裁判官による裁判上の和解で、かかる原状回復が実現されたことに対して、広島高裁の判決が、「契約の解除権及び取消権については何ら確定していない。」という判示の意味が不明であり、もはや論外といわざるを得ないから、ここでの検討の対象とはしない。

かかる事実がないことは、冒頭のXの前記メールに鑑みれば明らかであろう。

本件原処分及び裁決はかかる常識的かつ的確な大数観察が欠如していることが、今回の悲劇を生じさせたということを自戒すべきである。

そこで、この点に関する司法の判決がいかなる検討を加えて判決を言い渡したかについて検証することとする。

(2) 東京地裁令和4年2月25日判決の要旨 <TAINS Z888-2405>

①平成29年和解は平成19年和解の解決金名目を変えた租税負担軽減目的

原告・Xは、数次に亘る更正の請求及び訴訟の提起を行っているが、いずれにおいても目的を達成できなかったことから、本件和解無効確認訴訟を提起して平成29年和解を成立させたこと、Y証券は「もっぱら国税への更正をかけるためのものである」と認識されていたと認められること、を踏まえれば、平成29年和解は、原告が本件各課税処分による税の負担を免れるために、平成19年和解の損害賠償金（解決金）について、委託手数料の返還債権から本件差益金返還債務に係る金額を控除した残金として「いわばその名目を書き換えることにより、原告に本件各利益が帰属しないことになるという形式を作り出すことを目的としてされたものというほかなく、それ以外に、原告とY証券との間で平成29年和解に係る合意をする客観的、合理的理由はない。

②平成29年和解は租税負担回避目的

平成29年和解は、本件先物取引の無効、解除又は取消等の文言にかかわらず、本件各利益が帰属することを前提とする本件各課税処分による租税負担を回避することを目的とするものであって、真実の権利関係等の変動等を伴うものということとはできず、本件各年分の本件先物取引に係る損益が原告に帰属したとの事実に変動が生じたと認めることはできない。

③平成19年和解により損害賠償請求権を取得

平成19年和解によって確定した事実は、原告がY証券に対して、本件先物取引によって生じた損害につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有するというに尽き、平成19年和解によっても、原告に本件差益金が帰属したと

いう事実には何らの変動もないと認められるから、原告が、平成29年和解は平成19年和解により本件各利益を保有していないにもかかわらず、雑所得としてこれに課税されているという過大な租税負担を是正するためのものであり、租税負担回避を目的とするものではないという原告の主張は、前提を欠くものであり採用することはできない。

(2) 東京高裁令和4年10月31日判決 <TAINS Z888-2450>

控訴審判決は、一審判決の大半を引用したほか、下記を付加して判示している。

- ①控訴人は、本件差益金のほぼ全額を利得しておらず、控訴人には所得がない旨主張する。しかし、本件訴訟は、控訴人が先物取引により本件各利益（平成11年につき2,573万円余、平成12年につき2億8,787万円余）を得たことを前提とするものである。そして、先物取引全体では控訴人に損失が発生しており、結果的に控訴人が本件差益金のほとんどを得ていないとしても、控訴人が平成11年及び平成12年の雑所得の対象となる本件各利益を得たことは否定されない。
- ②原判決を引用して説示したとおり、平成29年和解は、控訴人に本件各利益が帰属することを前提とする課税処分による租税負担を回避することを目的とするものであって、真実の権利関係の変動を伴うものということとはできない。

(3) 最高裁に対する納税者の上告申立ては棄却、上告受理申立ては不受理決定とされ、本件訴訟は終結した。

3. 各判示内容の誤謬（疑問）と理由附記の欠落 ～権利関係の変動の事実を一方向的に捨象～

(1) 本判決の認定事実の俯瞰的考察からの不自然性と不合理性

本件各判決の①ないし③の判示内容は、一貫して「Xが本件差益金をY証券に返還することなく、現在までも保有し続けていること」ということを前提としたものであるが、このことは、平成29年和解に対する控訴審判決においても変わるところはない。本判決の理論構成は、本件差益金を取得し保有しているにもかかわらず、原告は、平成29年和解により差益金を

返還したという事実と異なる形式を整えたものであり、課税処分による租税負担を回避することを目的のために、真実の権利関係の変動を伴うものではないと認定して結論を導いている。

先ず、指摘しておきたいのは、「租税負担を回避することを目的としたもの」という場合の「租税回避」の意味不明であるということである。本来の「租税回避」とは、所得が存在するにもかかわらず、それに相応する租税負担を免れるという意味であるが、本件においては、平成19年和解では本件取引差益は返還されたとはいえないという判決を受けたXは、その返還の事実を明確にすべく、平成29年和解を成立させて、前述の和解条項により、過去に課税された取引差益を返還すること、委託手数料の損害賠償金の返還を受けること、そして、それを実行したことを明確にしたのであるから、それが何故に租税回避の目的と言われるのか、何らの判示が示されていないのである。もはや、合理的な理由附記が示された判決と評価することはできない。

仮に、平成11年分及び同12年分の本件先物取引に係る所得金額（先物取引に係る差益金から手数料等を控除した金額）を構成する差益金額が返還されていないと判決が認識しているのであれば、課税処分の所得金額の計算の基礎とされた事実に変動がないことになるから、通則法23条2項一号の更正の請求の要件事実該当せず、その請求が認められないことは当然のことである。

換言すれば、原告が差益金を返還せず「現在も保有し続けている」にもかかわらず、平成11年分及び同12年分の差益金に係る雑所得課税の所得税の減額を求める不服申立て及び税務訴訟を提起することはあり得ないことである。

また、平成19年和解による更正の請求の理由のない通知処分後にも、更正の請求を認めてもらうために数次にわたる民事訴訟を提起しているが、課税庁及び裁判所の「差益金の返還の事実はない」というのであれば、差益金（雑所得）を返還していない、つまり、更正の請求が認められる余地のない原告が、長期間に亘り相当な金員の出捐をして更正の請求を求めるために民事訴訟を提起するのは極めて異常、不合理で不自然な行為であり、考え難いことである（裁判所の俯瞰的・大局的考察の欠如）。

本件各裁判所は、このような当然の疑問を解明すべく義務を負っているにもかかわらず、かかる疑問点に関する原告の被告国に対する数次に亘る求釈明に対して、

被告国はその大半の釈明を拒否したことに對して、真実発見のために、裁判所が求釈明権を行使して国側に釈明を求める訴訟指揮を行うべきであるにもかかわらず、本件裁判所はかかる訴訟指揮を一切行っていない。

しかも、控訴審では1回の弁論が行われただけであり、前記控訴審判決の要旨②の「結果的に控訴人が本件差益金のほとんどを得ていないとしても、控訴人が平成11年及び平成12年の雑所得の対象となる本件各利益を得たことは否定されない。」という根拠を示さないまま理不尽な判決を言い渡したのである。

しかし、よく考えてみれば、所得税は差益金の雑所得金額の一部が納税されるものであるから、原告に多額な滞納が発生することは考えられないことである。かかる大数観察によれば、その差益金が返還されていないという認定事実が不自然であることは明らかであり、しかるに、本判決がかかる考究に至っていないのは、税法不知の理不尽な対処といわざるを得ない。

なお、原告の預金口座に振込まれたのは初年度（平成11年分）の差益のうちからの12万円のみであり、それ以外の差益は、一任取引に係る委託証拠金や同証券の委託手数料として還流されているのである。

(2) 本判決の判示内容の誤謬

地裁判決要旨①は、平成19年和解の損害賠償金（解決金）の形式を、委託手数料の返還債権から本件差損益金の差額の差益金の返還債務の差額を控除した残金として、「いわばその名目を書き換えることにより、原告に本件差益金が帰属しないことになるという形式を作り出すことを目的としてされたもの」と説示、「それ以外に、原告とY証券との間で平成29年和解に係る合意をする客観的、合理的理由はない。」とし、それは課税処分による租税負担を回避することを目的とした更正の請求と断じて排斥したというのである。

驚くべき認定判断である。何故ならば、平成19年和解により、原告は本件差益金（2年分の差益金は4億3,646万円）をY証券に返還した結果、その課税された雑所得（2年分の雑所得3億1,387万円）が喪失したことからの本件更正の請求である。

そうであるからこそ、違法な先物取引に係る委託手数料の合計額1億8,414万円が原告の利得した差益金の返還債務1億1,490万円（5年間の差益金と差損金の相殺後の額）と相殺されて解決金6,924万円が算出され原告に解決金名義で支払われたのである。

本件更正の請求は、本件訴訟の確定により原告及びその家族が経済的破綻に至り破産状態を回避するための原告の懸命の闘いである。それを所得税課税の租税負担を回避するための更正の請求であると判示する本件判決は論外という以外に言葉はない。課税庁、裁決庁及び本件裁判所の結論は「兎戯に等しい論理」と批判されてもやむを得ない。

さらにいえば、原告が本件差益金を現在も保有し続けているという本件各判決の判示によれば、先物取引の違法性を認諾したY証券に対して、原告は違法な委託手数料1億8,414万円と先物取引差額3億円余の合計5億円余（前記Ⅱ.1（1）参照）の損害賠償額の返還請求権を行使することができることになるが、それが何故に、6,924万円の解決金で和解が成立したのか、その疑問を解明するのが本件裁判所の使命であり、裁判官の求釈明権等の行使による事実解明ではないのか。

しかるに、本判決は原告の被告国側に対する執拗な求釈明に不誠実な対応に終始した国側に対して適切な訴訟指揮権を行使せず、無視し続けたのであるが、これが公正な裁判と言えるのであろうか。

(3) 違法な先物取引による損害賠償額と更正の請求の関係性

違法な先物取引により損害を受けた場合の委託者の受託者（取引業者）に対する損害賠償額は、一般には、「委託手数料+取引差損金の合計額」であるが、本件のように取引差益が発生している場合には、上記算式は、「委託手数料-(取引差益金-取引差損金)」として算出される。

このことから分かることは、実質的な損害賠償金の額の算定は、委託者が得た差益金は返還義務があることから、それを控除して算定されるということである。本件は、取引期間に係る差益金が差損金を超えたことから、その差益金を返還したことにより当初の差益金に係る雑所得金額が消失したことから更正の請求が認められるべき事案であることは明らかである。

ちなみに、このプロセスを別の側面からみれば、Xに帰属する取引差益金は、平成11年に12万円を受領したにすぎず、それ以外の取引差益金は、その全てが新たな先物取引の支払委託手数料等に充当されているから、Xの実質的な取引損害は、その支払い手数料等から取引差益金を控除した金額がとなるということである。

かかる原告の訴訟上の主張には耳を貸さずに無視した結果、各判決は誤認による判決を言い渡し続けているということであり、真に遺憾というほかはない。

(4) 平成29年和解の法的意義に関する評価の誤謬と欠落

平成29年和解の評価について、本判決は先物取引の公序良俗違反の無効性は否定しているが、平成19年和解の錯誤無効の確認については否定せず肯定していると評価できる。そうであれば、同和解は錯誤無効により効力を失ったことにより、原告に支払われた解決金6,924万円は法的には原告の不当利得というのが論理的筋道であるが、本判決はかかる法的評価については意図的に捨象し、何らの判示もしていない。

すなわち、同和解の無効が裁判上の和解で確認された以上、「平成19年和解により原告に支払われた和解金は、原告のY証券に返還する債務の新たな発生である」から、このことだけで、平成19年和解と平成29年和解の権利関係に変動がない」などというのは、虚偽であり牽強付会な説示といえることができる。

また、それ以外に、仮に、本件各判決が判示するように、本件先物取引の公序良俗違反の無効が認められないとしても、裁判官の審理判断により契約解除、取消等により、先物取引の効力が喪失し、その結果として、本件委託手数料の返還請求権と差益金の返還債務を相殺して解決金と同額の返還請求権を取得したものであり、その効力を否定することは裁判上の和解の効力自体を否定するものであり許されない。

通則法23条2項一号の課税標準の基礎とした事実が、裁判上の和解により変動したという事実があれば、同号の更正の請求の要件は充足され、更正の請求が認められるということである。そこには、やむを得ない事情とか、公序良俗違反の無効性の有無は無関係であり、真実、課税対象とされた課税標準の基礎とされた事実に変動があり、所得金額が減少したことが認定されるのであれば、当該更正の請求は認められるということである。

本件各判決は、前記更正の請求の法律解釈を誤っているほか、経験則違反の事実誤認、論理法則違反、理由附記不備等の瑕疵は明らかであるにもかかわらず、本件更正の請求が排斥されたことは許し難いものである。

小括

本件各判決が「租税負担を免れるための行為である

から、権利関係に変動をきたすものではない」と説示したことは本末転倒の議論である。それを正当化するためには、Xが租税負担を免れるために行った行為には、「(これこれ)の事実が認められるから、権利関係の変動をきたすものではない」という現実の法的、経済的行為に基づく認定の根拠を、平成29年和解の法律構成に基づいて具体的に示すべきことは当然の事理というべきである。

本件は、そもそも、平成19年和解の解決金の算定根拠から、これを実質的に判断すれば、平成29年和解の債権債務の相殺後の金員であることは自明であるところ、課税庁及び司法の本判決等が租税負担能力に沿う実質課税の原則の検証を失念して表見課税に終始したことにより、Xが保有していない本件差益金に課税する事態を放置した結果、財産権の侵害行為が継続しているのである。

最後に、今後の裁判実務での留意点として、本件各判決のような理解が不十分な裁判所の存在を前提とすれば、平成19年和解において、次のように当事者の意思を明確に記載した和解条項を作成することをアドバイスしておきたい。

「被告（取引業者）は違法な委託手数料1億8,414万円を原告に返還すること、原告は計算上の取引差益と取引差損を相殺した1億1,490万円の取引差益を被告に返還すること、相互の債権債務を相殺して、差額6,924万円を被告は原告に支払う。」と記載されていたら、課税当局はもとより、本件各判決は本件更正の請求を認めたことは明らかであろう。

その金額は平成19年和解により支払われた解決金と同額であり、本件当事者の真の意思はそこにあったことは、敢えて、実質課税の原則を持ち出すまでもなく、当然の事理である。

つまり、本件Xは、平成19年和解により、本件取引を行う前の原状回復を意図してY証券を被告として訴訟提起したものであり、その意図は、Xの先物取引はY証券自らが、市場での第三者との取引を行ったこととして処理することにより、Xの損害回復を図るというものである。

その結果、この原状回復により、過去に課税された取引差益もY証券に返還されて消滅したことになるから、その所得課税も減額されることは当然ことである。

しかるに、平成29年和解に基づく更正の請求を排斥した本判決は、平成29年和解は租税回避の目的のためのものであり、平成19年和解の事実関係とは変動がないことを根拠として本件更正の請求を排斥したことは明らかな誤認判決というべきである。

それが何故に、最高裁への上告申立てが棄却、上告

受理申立てが不受理決定により審理拒否されたのか、理解に苦しむところである。以下では、上告不受理決定の最高裁の運用の実相を紹介し検証することとする。

Ⅲ 最高裁上告不受理決定の実相とその問題点

1. 本件事件における最高裁不受理決定の疑問

本件訴訟事件の各判決は多くの誤認を犯しており、そのために、納税者の税金損害の救済を捨象し、当該納税者を経済的破綻に陥れとていることは、上述の検討により明らかであると思料する。その事件の課税が財産権侵害をもたらし、判決が適切な理由附記を失念したことによる理由附記不備を生起させていることから、本来、上告の申し出を認めるべきであると考ええる。

また、上告受理申立てに対しても、最高裁は審理に及ばないとして、不受理決定を言い渡しているが、この事件の原審判決等の下級審判決は、前述したように、重大な経験則違反による認定誤びゅう及び論理法則違反の疑問判示があり、さらに、国税通則法23条2項一号の後発的事由の更正の請求に関する解釈についても、租税回避目的による和解は、同更正の請求は認められないという趣旨の誤った判示が指摘できる。

かかる判決の上告受理申立てに対して、何故に、不受理決定として最高裁の審理が拒否されるのであろうか。以下では、紙幅の関係から、簡潔に論じて問題提起をしておきたい。

2. 民事訴訟法の規定と「上告不受理決定」の実際

(1) 民事訴訟法の規定の内容と本件事件の対応

民事訴訟法（以下「民訴法」という。）235条は、判決書の記載事項の一つとして、「理由」を記載することが義務付けており、したがって、判決に理由附記不備があれば、その判決は違法として取消事由となる。また、民訴法122条は、「決定」にも、当該規定が準用されているが、この規定により最高裁における不受理決定についても、その不受理の理由を附記することが必要とされている。

ところで、上告受理申立てに関して規定する民訴法第318条1項は、「最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（カッコ内略）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」と規定している。

ところが税務訴訟における納税者の最高裁への上告受理申立てに対して、多数の事件で上告不受理決定が言い渡されているが、その場合には、各税法の「**解釈に関する重要な事項が含まれていない**」事件と評価されたということ以外には考えられない。

しかし、その一方で、解釈の重要な事項が含まれているとしても、最高裁は、「受理することができる」が、「受理しないことができる」という解釈を前提として運用されているようである。つまり、裁量により運用されているのではないかという理解もあるようである。しかし、そうだとすると、その裁量には羈束的な裁量の法理（基準）が要求されるべきである。

現在の最高裁の上告不受理決定の運用は、その基準が不明確であり、そのために、多額な印紙代と弁護士費用を支払った納税者がその便益を受けることなく、不受理決定により門前払いに等しい不合理、不利益を受けている。

その最大の要因は、最高裁が上告不受理決定にその具体的理由の記載を回避しているからにはほかならない。本件事件の上告不受理決定についても、納税者の上告受理申立て理由のどの点が不受理決定とされたのか、全く不明である。

すでに指摘したように、本件下級審判決は、稚拙な認定と法解釈の誤謬を犯しているのであるから、我が国の司法が三審制であることを踏まえれば、それが困難事案であれば、上告受理申立てを受けた最高裁は積極的に上告受理する運用を期待したい。

2. 「法令の解釈に関する重要な事項」の上告受理申立ての対応

税法上の訴訟は、税法の解釈適用に関する争点を中心であり、その争点の解釈については過去の判例もなく、一義的な解釈が定着しているというものも少なくない。かかる解釈問題が争点とされている事件は、最高裁判例等により疑問もなく定着している場合以外は、納税者の上告受理申立ては積極的に受理して、司法の最高峰として最高裁の判決により解釈の統一を図ることは当然のことである。下級審における法律解釈の統一を図ることが最高裁の重要な機能の一つとされているからである。

この点に関して、行政事件訴訟の上告不受理決定について痛烈な批判をされているのが、元東京地裁行

政専門部の判事であった濱秀和弁護士⁶及び著名な行政法学者である阿部泰隆弁護士⁷（神戸大学〈名誉教授〉・中央大学教授を経て弁護士）の著作がある。

この二冊の書籍は、自らが弁護士等として関わった訴訟事件における上告不受理決定を中心として、その事案の内容を紹介して批判を加えているが、現実に訴訟に関わった代理人弁護士の声として切実な訴えであり、その問題提起は貴重なものである。最高裁はその声を謙虚に受けとめて、我が国の公正な司法制度の運用のために、健全な改善を図る努力をすべきであると考えます。

3. 最高裁における上告不受理決定の運用の実相

以前、非上場株式のみなし譲渡課税事件について鑑定意見書を提出したが、そこでは、売主が譲渡した少数株式の「その時の価額」（所法59①）は、売主の譲渡直前の株式の議決権割合により財産評価基本通達の原則法の評価額によるべきであり、他方、買主は配当還元価額（特例）により評価することの妥当性を前提とした時価二元論の原審判決は取引社会ではあり得ない論理であることを指摘したところである。

ところが、かかる疑問というより誤認した問題判決の上告受理申立て対しても、最高裁は不受理決定を行ったのである。その当時は司法崩壊とでも言いたいところであったことを覚えている。そこで、かかる対応が何故に行われているのであろうか。

ここでは、紙幅の関係から詳細な検証はできないが、その許される範囲内で最低限の指摘をしておきたい。

筆者は、過去に鑑定意見書を提出した事件で、多くの上告不受理決定を経験している。しかし、その意見書提出事件の大半は、「法令の解釈に関する重要な事項」に該当すると考えられる事件であるにも関わらず、相当数の事件が上告不受理決定で終結している。

これまで、その原因が不明であったが、元最高裁判事の回想録の書籍に掲載された上告受理申立ての不受理決定に至る最高裁における運用の実際を知り、これまでに関係した事件が不受理決定とされた理由が判明したのである。しかし、その回想録では、最高裁がかかる運用を行うことの意味が説明されていないために、我が国の三審制の裁判を受ける権利が蔑ろにしているのではないかと感じている。以下、そ

⁶ 濱秀和『最高裁上告不受理事件の諸相I』（信山社 2011年）

⁷ 阿部泰隆『最高裁上告不受理事件の諸相II』（信山社 2011年）

の元最高裁判事（行政法学者）藤田宙靖氏の著作から誤解のないように注意しながら、その要旨を紹介しよう。

＜藤田宙靖『最高裁回想録～学者判事の7年半～』
（有斐閣2012年）138頁～142頁＞

藤田元判事（第三小法廷）は、重要な問題を含む事件として「審議事項」となった217件のうち、92件については、却下決定、不受理決定などがあるとし、その原因については、「上告棄却決定など」があるとされ、三つケースを紹介しされている。

①ほぼ同一内容の訴訟を複数の納税者が起こしているケースにおいて、どれか一つを判決して他は不受理決定とする場合、②問題自体は重要なものを含むが、すでに最高裁の判例が確定し現在の段階では変更する必要は無いと判断され不受理とされる場合、③以上の形式的な判断によって受理するかどうかを決定するもの以外に、より実質的な判断に基づく「不受理」の選択もあるということである。

これは主として、理論的には確かに重要な法解釈上の問題を含むけれども、紛争の実質に照らしてみた場合、果たして、最高裁がここで理論的な決着を付けることが合理的であるかどうかが問われるケースであると言ってよい。…そこで、「紛争の実質に照らして、果たしてここで最高裁が理論的な決着を付けることが合理的であるかどうか」ということであるが、ここにも、いくつかのパターンがあるように思われる。

例えば、(a)（略）、それよりも一層重要な例として、(b) 紛争の内容自体も実質的に重要なものであるのだが、これまでに無かったような全くの新しいタイプの紛争で、先例も無ければ学説等での議論も殆どなされておらず、今後、この種の問題がどのような形で展開して行くのかにつき、現状では見通しが付け難い、というようなケースがある。

こういったケースにおいて、理論的に言えば最高裁として決着が付けられないことはないが、その判断が最高裁判例になると、今後それが独り歩きを始めて、思いもよらない結果をもたらさないと限らない、ここはもう少し、類似の事案やそれに対する下級審の判断、あるいは学説等の積み重ねを待たうえて、例えば、下級審の判断が分かれる等、本当に最高裁が乗り出さなければならぬ時まで判断を控えた方が合理的だ、ということになる例があるのである。

以上が同氏の上告不受理決定の運用に関する記述であるが、その一方で、天皇陛下の質問に対して、「学者は、分からないことは分からないと言って判断を先送りすることができるし、…裁判官は、本当は分からなくても、とにかく決めなければならず、判断を先送りすることができないところが、何よりも大きな違いである」という返事をしてきた。」（同書149頁）と叙述されている。

ここで藤田元判事の陛下の質問に対するお答えは、従前の最高裁判事も述べていたことであるが、現実の不受理決定に係る最高裁の運用は、それとはかなり異なるのではないかと思われる。

ところで、前記民訴法の改正前では、困難な解釈問題を含む税務訴訟事件であっても、当時の最高裁は理由附記して判決を言い渡していたにも関わらず、上記の最高裁判決の実質的先送りのための上告不受理決定の運用は、上記改正後の当該民訴法の規定がその根拠法として利用されているということの合理的な説明は困難であるといわざるを得ない。

ましてや、前述したように上告不受理決定にも判決と同様の理由附記が必要とされているにもかかわらず、「民事訴訟法318条1項には該当しない」という条文の規定を付記するだけでは、上告人（国民）にはいかなる理由で最高裁の審理が認められなかったのか、これではわが国の裁判は二審制ではないかという批判に的確に反論できないのでなかろうか。

そのために、現在の上告受理申立ての件数は整理されずに、相当数の件数に上っていると推測しているが、このような事態を解消するためには、上告受理申立てが不受理決定される明確な基準を示し、かつ、解釈の重要な事項が含まれる場合には、前記改正前の場合と同様に、最高裁は上告を受理して判決することが求められると考える。そして、訴訟の健全性の視座からもこのことが喫緊の課題であると言うべきである。

ここで紹介して検討した本件更正の請求事件や前記みなし譲渡課税事件の上告不受理決定は、前記藤田元判事のいう運用基準のいずれにも該当しないものと思料するが、それが理由附記もなく簡単に上告不受理決定とされる現状に鑑みれば、最高裁の自由裁量による上告不受理決定がなされているのではないかと疑わざるをえないのであるが、いかがであろうか。

（了）

TAINSメールニュース No.626 2023.07.06

貸付金債権の評価～同族会社に対する貸付金の評価通達205(1)の該当性～

(令03-10-22 青森地裁 棄却 控訴 Z271-13620)

本件は、平成28年10月に死亡した甲(亡甲)の長男である原告が、相続財産のうち株式会社A(本件会社)に対する貸金返還請求権について、評価通達205の定めに基づき時価を0円として相続税の申告をしたところ、処分行政庁からは評価通達204の定めに基づき同請求権の時価を相続開始時の残額(3億7029万5000円)で評価され、更正処分等を受けた事案です。亡甲は、本件会社の発行済株式のすべてを保有していました。

青森地裁は、次のように判示して原告の請求を棄却しました。

相続開始時において、本件会社が破産手続開始決定等を受けていたという事実はない以上、評価通達205(1)いな

いしホのいずれに該当する事由がない。また、原告は、相続開始時よりも前の平成28年10月5日に同年12月30日をもって休業する旨の取締役会決議(本件決議)がなされた旨主張しているが、本件決議は、同年12月30日をもって休業するというものにはすぎず、相続開始時において、現に事業を継続していたものであるから、相続開始時において、「業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は6ヶ月以上休業して」いたものということができないのは明らかであり、評価通達205(1)へに該当する事由もない。したがって、本件貸付金債権が、評価通達205(1)に該当する債権であるということとはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z271-13620

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.627 2023.07.13

所得区分／給与所得を有する医師の洋画等制作販売から生じた損失

(令03-03-24 横浜地裁 棄却 控訴 Z888-2410)

医師である原告は、医療法人社団の理事長を務め、1億円を超える多額の給与を得ていました。原告は、アトリエを借りて洋画等の制作を行い、その販売のために個展を東京、横浜、京都、ニューヨークで複数回開催しましたが、収益は大幅な赤字となりました。原告は、洋画等の制作販売から生じた所得(損失)は事業所得に該当するとして給与所得と損益通算して申告したところ、処分行政庁から、雑所得に該当するから損益通算はできないとして更正処分を受けました。

横浜地裁は、社会的客観性をもって「事業」と認められるかを検討するに当たっては、「相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」をも検討すべきであり、これは、「事業」の該当性の判断において、重要な要素であるとし

た上で、次のように判示して、原告の請求を棄却しました。

洋画等制作販売の活動に要する資金は、専ら給与所得等から調達されており、しかも、客観的収支状況や販売実績に照らせば、多額の資金を投じる一方で、収益は全く上がっておらず、およそ相当程度の期間継続して安定した収益が得られる見込みがあったとはいえ、客観的にみて営利を目的として行われたものともいえないことからすれば、社会通念上、洋画等制作販売が、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務であるとはいえ、事業に該当しない。この判断は、控訴審(令和3年11月17日東京高裁)でも維持されています。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2410

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.628 2023.07.20

マイナンバー利用差止請求／番号利用法及び番号制度の憲法適合性

(令01-09-26 横浜地裁 棄却・控訴 Z999-5461)

番号利用法に基づき、個人番号の付番を受けた原告が、番号利用法及び同法に基づく個人番号の収集、保存、利用及び提供等の制度は原告らのプライバシー権等の人格権を侵害するものであり、憲法13条に違反する旨を主張して個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに被告が保存している原告らの個人番号の削除を求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、上記プライバシー権等の人格権の侵害による損害賠償を求めた事案です。

横浜地裁は、次のように判断して、原告らの請求を棄却しました。

番号利用法及び番号制度は、その施行により新たに個人のプライバシーを直接制約するものではなく、あくまで、個

人番号や特定個人情報の不正な取得等や過失による漏えい等の制度の弊害により、個人のプライバシーが侵害される危険性を間接的に有するものととらまえることができる。

番号利用法及び番号制度の内容について、情報の収集、保有、管理、利用等の過程で、行政機関の職員の過誤や行政機関の内外からの不正な手段により当該個人に関する情報が漏えいするなどして、当該個人に関する情報が開示又は公表される具体的危険があるということとはできないから、番号利用法及び番号制度を、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものとして違憲であるということとはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-5461

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINS メールニュース No.629 2023.07.27

取引相場のない株式の評価～評価通達6が適用される特別の事情の有無～

(令04-03-25 非公開裁決 棄却 F0-3-858)

被相続人は、株式移転によりA社株式を取得し、相続開始直前に73億円を借り入れ(本件借入れ)、A社が自己株式として保有していたA社株式を取得(本件取得)しました。この事案は、審査請求人が、A社株式を評価通達に定める方法(純資産価額方式、A社が保有する子会社2社の株式は類似業種比準方式)により株式の価額を評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、A社株式の価額は、評価通達の定めによって評価することが著しく不相当であるとして評価通達6を適用したことから争われたものです。審判所では、次のとおり判断し、原処分庁の鑑定評価に基づく評価方法を認めました。(本件は訴訟中です。)

A社が子会社株式を100%保有し、割合的持分を超えて会社全体を財産として保有していたことからすると、A社株式に

ついて、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、子会社株式についても純資産の価値を反映させた価額を基に取引が成立することは、極めて自然で合理的なことというべきである。

本件は、評価通達の評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことによって、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反し、かえって、相続発生を見越して本件借入れ及び本件取得に相当するような行為を行わなかった納税者との間での実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるといえるから、他の合理的な評価方法により、本件株式の適正な時価を評価すべき特別の事情があると認められる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-858

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.630 2023.08.03

無申告加算税の「正当な理由」／誤った内容の法定相続情報一覧図の写しの交付

(令04-06-16 非公開裁決 却下・全部取消し F0-3-854)

被相続人甲の共同相続人は、甲の長男A、二男B、甲の養子Cの代襲相続人である請求人の3名でした。法務局にAら3名を相続人とする法定相続情報一覧図の保管及びその写しの交付の申出をしたところ、請求人は相続人に該当しないとして、相続人がA及びBとする法定相続情報一覧図の写しが交付されました。

この一覧図を基にAとBは遺産分割協議を行い、相続税の申告を行ったところ、法務局の職員から請求人を除外したことは誤りであったと連絡を受け、再度、法定相続情報一覧図の写しが交付されました。その後、請求人を交えて遺産分割協議が行なわれ、請求人は相続税の申告をし、AとBは更正の請求を行いました。

本件は、原処分庁が、請求人に対し、無申告加算税の

賦課決定処分をした事案です。審判所は、国税通則法66条1項ただし書の「正当な理由」を認め、無申告加算税の賦課決定処分の全てを取り消しています。

請求人が、初回一覧図写しの記載内容のとおり、自己が本件相続に係る相続人に該当しないと判断して相続税の申告書を法定申告期限内に提出しなかったとしても、それには無理からぬ面があり、真に請求人の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、これを課することは不当又は酷というべきであるから、期限内申告書の提出がなかったことについて国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するというべきである。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-854

(税法データベース編集室：草間 典子)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先

TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください



よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



TAINS メールニュース No.631 2023.08.10

取引相場のない株式の評価～評価通達6が適用される特別の事情の有無～

(令04-09-28 東京高裁 棄却 Z888-2491)

控訴人会社(X社)は、控訴人母A、控訴人長男Aらから、非上場株式会社であるX社の株式合計7498株を2249万4000円(1株3000円)で自己株式の取得をし(本件取引1)、同日、これを同額で控訴人長男B(X社の代表取締役で控訴人長男Aの従兄)に譲渡しました(本件取引2)。

本件は、本件取引1は所得税法59条1項2号(みなし譲渡)に該当し、本件取引2は、享受した経済的利益は「給与等」に該当するとして更正処分等を受けた控訴人らがその取消しを求める事案です。裁判所は、原判決の判断を相当であるとし、控訴理由がないとしていずれも棄却しました。

控訴人らは、本件取引1は、自己株式の取得を目的とするもので「資産の譲渡」に当たらないと主張するが、発行会社

が自己株式を取得した場合であっても、その相手方である譲渡人からみれば、当該株式の保有期間中におけるキャピタル・ゲインを觀念でき、当然、譲渡所得課税の対象となるものと考えられる。

本件取引2は、控訴人長男Bは、X社において、形式は準委任であるとしても、実質的には非独立的ともいべき役務(労務)を提供する立場にあったものと推認され、控訴人長男Bは、このような立場にあることを前提に、その職務(役務)に関連して、X社のため本件取引1によって拠出された費用を補填すべく、X社から多額の購入資金を借り入れ、本件取引2に応じたものであって、本件経済的利益は、給与所得の課税要件を満たすと認められる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2491

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.632 2023.08.17

不動産等の時価～評価通達によるべきではない「特別の事情」該当性～

(令05-02-09 非公開裁決 棄却 F0-3-871)

請求人は、相続により取得した不動産等を評価通達により評価して相続税の申告をした後、不動産業者(買主1及び買主2)と個人(買主3)に売却し、実際の売却価格が当該不動産等の時価であるとして更正の請求をしました。

本件は、原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が、当該通知処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように認定し、評価通達によるべきではない特別の事情はなく、通達評価額は、相続税法第22条の時価を上回る違法はないと判断しました。

本件各業者売却価格は、請求人が、専らその主観的事情により、不動産業者に対して一括して売却するという

取引方法を選択した結果、買主1及び買主2の転売することを前提に決定されたものであるといえ、その売却時点における取引当事者の事情に基づく価格というべきものである。したがって、本件各業者売却価格が、各不動産の客観的な交換価値(時価)であると認めることは困難である。買主3は、請求人の父が設けていた税理士事務所に勤務していた者であり、売買の時点においては家屋をA社(被相続人が株主)から賃借して自身の税理士事務所を設けており、「純然たる第三者」とは認め難く、本件各個人売却価格は、取引当事者の主観的事情に基づき形成された金額というべきである。したがって、各不動産等の客観的な交換価値(時価)であると認めることは困難である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-871

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。





TAINSメールニュース No.633 2023.08.24

印紙税／消費生活協同組合が運営する総合病院等が作成した領収書等

(令05-03-08 東京地裁 一部認容 Z999-7226)

消費生活協同組合である原告は、新潟税務署長から、組合が運営する総合病院及び介護老人保健施設において作成した領収書及び契約書の各文書が課税物件に該当するとして、印紙税に係る過怠税の賦課決定処分を受けたことから、処分の取消しを求めて提訴しました。東京地裁は、家族組合員の利用分は課税文書に該当しないと、原告の請求を一部認容し、次のように判示しました。

印紙税法は、非課税規定において、「営業に関しない受取書」について非課税とする旨を定める一方で、括弧書きにおいて、「会社以外の法人で、法令の規定又は定款の定めにより利益金又は剰余金の配当又は分配をすることができることとなっているものが、その出資者以外の者に対して行う事業」については、「営業」に含まれるものと規定している。原告は、組合であり、剰余金の割戻しも可能

であるから、非課税規定の括弧書きの法人に該当する。したがって、原告が専ら医療事業及び福祉事業を行うものであるとしても、「出資者以外の者に対して行う事業」は、印紙税法上の「営業」に該当する。

家族組合員は、各施設の利用に関しては、生協法12条2項により「組合員」そのものとして法的に取り扱われるから、印紙税法上の「出資者」に該当する。したがって、領収書のうち家族組合員が利用した分については、これを課税文書として課税した賦課決定処分は、違法である。一方、原告が組合員以外の者に対して行う事業において作成したものである各覚書及び洗濯等契約書は、7号文書(継続的取引の基本契約書)に該当し、清掃に係る業務請負契約書等は、2号文書(請負に関する契約書)に該当する。いずれも課税文書と認められる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-7226

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.634 2023.08.31

税務職員の指導による更正の請求／特定期間の課税売上

(令02-10-07 非公開裁決 棄却 FO-5-356)

請求人が、消費税等の確定申告後、基準期間の課税売上高が1000万円以下、かつ、特定期間の給与等支払額が1000万円以下であることから、免税事業者として、更正の請求をした事案です。

審判所は、次のように判断して、請求人の請求を棄却しました。

請求人は、課税期間において、特定期間課税売上高を特例の判定基準とすれば課税事業者となり、特定期間給与等支払額(120万円)を特例の判定基準とすれば免税事業者となる事業者であった。

請求人は、基準期間の課税売上高が1000万円以下であることを前提として、確定申告をしているから、特定期間課税売上高を特例の判定基準として選択したと認めることが相当である。そして、その選択の結果、請求人は、課税事業者として確定申告を行ったものと認められる。特例の判定基準の選択は、請求人の自由な意思に委ねられていることから、いずれを選択しても法律の規定に従っていなかったことにならないから、更正の請求ができる要件には該当しない。

原処分庁職員による更正の請求の示唆及び指導等があったことが認められるものの、税務署長その他の責任ある立場にある者の正式な見解の表示に当たるとまではない。したがって、更正をすべき理由がない旨の通知処分について、信義則に反する違法はない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 FO-5-356

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて **税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています**

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 6つの補償(物損害・工事物・商取引・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます

全税共の主な事業ご紹介



全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は毎月1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



■TAINSメールニュース No.635 2023.09.07

税理士損害賠償～顧問契約における損害額制限条項の適用の有無～

(令05-06-21 福岡地裁 一部認容・一部棄却 Z999-0182)

経営コンサルティング事業等を営む会社(原告)の顧問税理士(被告)は、消費税等の有利選択等の誤りについて、顧問先から、民法415条の債務不履行又は同法709条の不法行為に基づき損害賠償請求されました。

福岡地裁では、原告のA社(非居住者)に対するコンサルタント業務は輸出免税取引であるとした上で、次のとおり判断しました。

被告は、(1)第1期及び第2期において、課税事業者を選択しなかったこと、(2)第3期及び第4期において、簡易課税事業者を選択したこと、(3)第5期において、本則課税事業者に戻さなかったことは、善管注意義務に違反するというべきである。その損害額は、499万1545円であると認められる。

(3)の善管注意義務違反については、被告に重大な過失があるというべきであるが、(1)・(2)の善管注意義務違反については、被告が根拠とした事実を考慮すると通常あり得る程度の税制選択上又は会計処理上の過誤であるから、被告に重大な過失があるとはいえない。

よって、(3)の善管注意義務違反によって原告に生じた損害については、顧問契約における賠償額制限条項は適用されず、被告は、その全額について賠償責任を負う。他方、その余の善管注意義務違反によって生じた損害(第1期～第4期までの損害)については、賠償額制限条項が適用されるから、被告は、被告が受けた利益を限度として賠償責任を負う。したがって、被告が原告に対して賠償すべき損害額は、191万8496円となる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-0182

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.636 2023.09.14

区分所有建物の固定資産税等／機械式立体駐車場の専有部分の床面積

(令04-04-19 大津地裁 一部認容・一部棄却 Z999-8481)

納税者は、住宅、店舗及び公共施設等が入居する複合施設のうち、乗用車52台を収容することが可能なエレベーター方式の機械式立体駐車場部分を所有していました。本件は、納税者が大津市から専有部分の床面積を780平方メートル(各駐車区画の専有面積15平方メートルに収容可能台数52台分を乗じた)として、固定資産税等の賦課決定を受けたことから、登記上の床面積である85.52平方メートルを超える部分は違法であるとして、処分の取消し並びに国家賠償法1条1項に基づく損害金等の支払を求めたものです。

大津地裁は、登記上の床面積での算定を認めましたが、国家賠償請求は認めず、還付加算金を付した還付手続に

よって清算されるべきと判断しています。

地方税法及び地方税法施行規則は、区分所有建物に係る固定資産税の賦課について、区分所有法の規定に従い算定した専有部分の床面積の割合による按分の方法を原則とし、規則所定の補正計算による場合と区分所有者全員の申出による場合のみを例外とする旨明確に定めている。上記の法及び規則の定めが、専有部分の床面積の算定とその補正について、課税庁の裁量的な判断を許容していると解すべき合理的な理由は見当たらない。したがって、これらの規定に反した区分所有建物に係る固定資産税と都市計画税の賦課をすることは、地方税法352条1項に反する違法があるといわざるを得ない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-8481

(税法データベース編集室：草間 典子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険

「うっかり・思い込み」による
消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出失念を防ぐため、
いま一度のご確認をお願いします。

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
www.zeirishi-hoken.co.jp



■TAINSメールニュース No.637 2023.09.21

司法修習生が支給を受けた基本給付金～非課税所得該当性～

(令04-12-22 大阪地裁 棄却 Z888-2510)

司法修習生であった原告が、最高裁判所から支給を受けた基本給付金(本件給付金)を雑所得の総収入金額に算入して所得税等の確定申告をした後、本件給付金は所得税法9条1項15号の「学資に充てるため給付される金品」に該当し非課税所得であるなどとして更正の請求をしたところ、A税務署長が、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、その取消しを求める事案です。

争点は、本件給付金が所得税法上の学資金に該当するか否かです。裁判所は、次のように判示して原告の主張を却けました。

所得税法9条1項15号の「学資に充てるため給付される金品」とは、学校等の教育機関において学術等の教育・指導を受けるために必要な費用(学費)に充てるために給付される金品をいうものと解され、給付された金品が所得税法上

の学資金に該当するかどうかは、当該給付の趣旨の解釈として、当該金品がその対象者の学資に充てるため給付されたものか否かによって判断すべきものである。

基本給付金(裁判所法67条の2第2項)は、「司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用」に充てるために支給するものとされていること、基本給付金の制度は、経済的な事情により学資(学費)を負担することが困難な司法修習生の支援を目的として導入されたものではなく、法曹人材確保の充実・強化を図るという政策的な目的に基づいて導入されたものであり、基本給付金は、用途を限定せずに支給されるものであって、学資に充てるために支給されるものとはいえないから、所得税法上の学資金には当たらない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2510

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

■TAINSメールニュース No.638 2023.09.28

譲渡所得の取得費～「フェラーリF50」の減価償却資産該当性～

(令05-03-09 東京地裁 却下・棄却 控訴 Z888-2508)

本件の主な争点は、原告の所有していた車両(フェラーリF50等)の減価償却資産該当性であり、処分行政庁が、これらの車両は「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するとして、その譲渡所得の金額の算定上、取得価額から保有期間に係る減価の額を控除して取得費を計算し、増額更正処分等を行ったことに対し、原告が、客観的な価額(時価)は減少していないなどと主張して一部の取消しを求めた事案です。東京地裁は、次のように判示しました。

ある資産が、「使用又は期間の経過により減価」(所得税法38条2項)しない資産〔その範囲は、「時の経過によりその価値の減少しない」資産(同法施行令6条)の範囲と同じであるもの

と解される。〕に該当するか否かの判断も、社会通念上想定される本来の目的・効用を前提に、当該目的・効用が期間の経過により減少していくか否かという点から行われるべきであり、本来の目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合に、これと異なる判断がされるにすぎないものと解するべきである。


自動車の本来の効用は、人や物を乗せ、原動機の動力によって車輪を回転させて路上を走ることにあるところ、その機能は一般的・典型的に通減していくものである。そうすると、自動車は、原則として「時の経過によりその価値の減少しない」資産には該当しないものというべきである。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2508

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。



未収金防止、業務負担を軽減！
不定期な報酬にも対応！
総合的な売上管理が可能！

関与先様
1件から
利用可能

ホームページから資料請求・申込が可能です。 **報酬自動支払制度** 検索

オンライン相談実施中！・・・ご希望の方は、ホームページからお申込できます。
<https://www.houshu.co.jp/zoom/>

関与先様の集金は
My 集金 NET

集金業務で
お悩みの
関与先様を
ご紹介ください。

資料・各種会費・購読料
など定期・不定期を問
わず1件からサポート
します。

My 集金 NETの
お問い合わせは

03-5931-0666



東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ
資料請求

0120-155-551

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行社

10800426(09)

1 税法データベース収録情報一覧 2023.9.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,325	3,427	1,590	358	751	389	873	13,713
裁 決	2,353	1,728	1,245	480	240	47	1	6,094
通 達	3,623	4,690	2,198	749	22	0	239	11,521
相談事例	1,994	4,422	3,098	2,455	127	2	386	12,484
その他文書	0	0	0	0	0	0	161	161
行政文書	84	202	0	19	2	0	2,193	2,500
計	14,379	14,469	8,131	4,061	1,142	438	3,853	46,473

・裁決には、非公開裁決3,806件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,091件です。

2 収録期間 2023.19.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和5年7月28日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和5年3月23日まで
その他		判決・裁決 令和5年6月21日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2023.9.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,343	52
東京地方	680	9
千葉県	242	2
関東信越	580	8
近 畿	1,246	8
北海道	220	2
東 北	345	6
名古屋	487	7
東 海	339	7
北 陸	169	1
中 国	337	6
四 国	177	2
九州北部	314	6
南九州	260	5
沖 縄	72	1
小 計	7,811	122
そ の 他	246	
合 計	8,179	

TAINS 研修会のお知らせ

東北税理士会

日 時：令和5年12月6日(水)
13:30～16:30
会 場：仙台ガーデンパレス(仙台市)
講 師：若林俊之 草間典子
テーマ：裁判例から見る借地権課税の留意点

近畿税理士会

日 時：令和5年12月7日(木)
13:30～16:45
会 場：近畿税理士会館3階大ホール
講 師：大淵博義
テーマ：税務判決にみる租税回避否認の実相～鑑定意見書提出事件等から学んだ税法の解釈適用の歪み～



TAINS 2023年秋号

- 発行日／2023年10月15日(VOL.29 通巻第236号)
- 発行所／一般社団法人日税連税法データベース
- 編集・発行人／清田 明弘
- 住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
- Mail：info@tains.or.jp
- HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら 税理士の最強ツール タインズが

6ヶ月 無料 制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



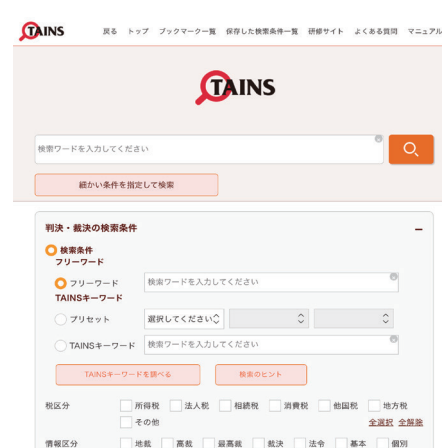
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!



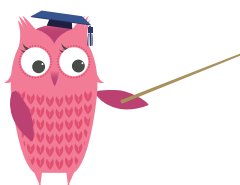
欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



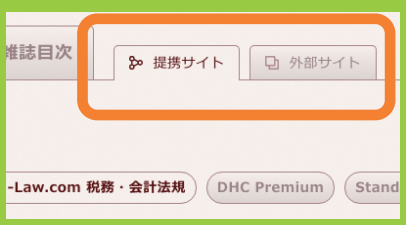
■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

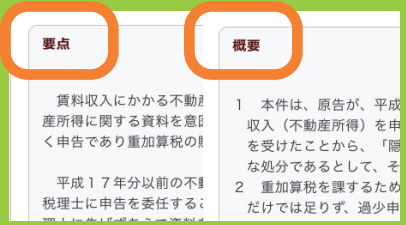


■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

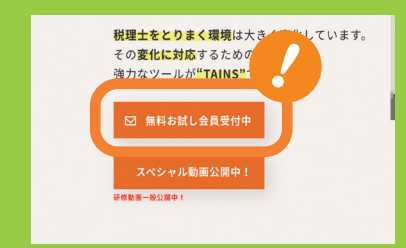
■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。



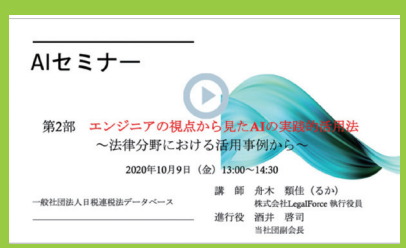
■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。



■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円~ (税込)
年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	年払い 44,372円~ (税込) <small>月払いよりも年間約4,000円お得です</small>

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
https://www.tains.org
Mail:info@tains.or.jp

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

